

もみ ばら

の 広報

9.1日号

2019(令和元年)
No.1065

君の力は 未来を照らす

8月5日⑧、東郷福祉センターにて夏休み体験型環境学習が開催されました。

参加した子どもたちはもみがらアートの制作などを通じ、楽しく地球温暖化について学びました。また、自転車型の発電機を一生懸命こいで、発電することの大変さと電気の大切さを身にしみ感じていました。

主な内容

- ◆産後ケア事業が始まります (P2)
- ◆幼児教育・保育の無償化 10月から始まります! (P4~5)
- ◆9月1日は「防災の日」です (P8~9)

今月の日曜開庁	9月22日⑧	8時30分～ 17時15分	市民課(2階) ☎(20)1502 市民税課(2階) ☎(20)1577 収税課(2階) ☎(20)1578 本納支所(ほのおか館内) ☎(34)2111
証明書等交付時間を延長	毎週水曜日	19時まで	市民課(2階) ☎(20)1502

※一部取り扱えない業務もありますので、詳しくはお問い合わせください。

【人口と世帯数】令和元年8月1日現在
(うち外国人住民)
●総人口 89,331人(1,311人)
●男 44,211人(482人)
●女 45,120人(829人)
●世帯数 40,641世帯
※外国人住民の世帯を含む
【7月中の動き】※外国人住民を含む
●転入 268人 ●転出 275人
●出生 51人 ●死亡 83人

産後ケア事業が 始まります



市では、お母さんが休息したり、育児の悩みを相談したりすることによって、ゆったりとした気持ちで赤ちゃんの育児に取り組めるようお手伝いします。



利用
できる方

下記の①～③のすべてに該当する方

- ①茂原市に住民登録があるお母さんと赤ちゃん
- ②ご家族などから産後の家事や育児などの援助が受けられないお母さんと赤ちゃん
- ③心身の不調がある、育児不安が強いお母さんと赤ちゃん
(伝染性感染症の疑いのある方、医療管理入院が必要な方はご利用できません)

◆内 容

	宿泊型	日帰り型
対象月齢	産後30日まで	産後4カ月まで
内容	1日3食とおやつ1食	1日1食とおやつ1食
	<ul style="list-style-type: none"> ・お母さんのケア：母体の休息、健康管理、心身のケア（乳房ケア含む） ・赤ちゃんのケア：赤ちゃんの健康管理、沐浴などのケア ・育児相談、授乳指導など 	
利用期間	宿泊型と日帰り型併せて7日以内	
料金※	1日2,500円（税別） （多胎児の場合、1人につき1日500円） 追加料金がかかります。	1回1,800円（税別） （多胎児の場合、1人につき1日250円） 追加料金がかかります。

※市民税非課税世帯は半額となります。実施施設で行うオプションサービスは別途自己負担。

◆実施施設

施設名	住 所
育生医院 ※	茂原市八千代2-12-14
作永産婦人科	茂原市高師町1-5-5

※育生医院の宿泊型は退院から連続しての利用に限ります。ほかの産院で出産した方は、退院後産院から直接来院できる場合のみ利用可能です。

◆利用の手続き

利用を希望する方は、妊娠8カ月（妊娠28週）ごろから随時保健センターへご相談ください。産後に申し込みをする場合は、利用希望日の7日前まで（7日前を過ぎても対応できる場合あり）にご相談ください。

お申し込み・お問い合わせは、保健センター ☎(25) 1 7 2 5、FAX(25) 1 8 6 5へ。

市内工場見学会を 実施します



市民の皆さんに、市内の製造業について広くご理解いただくため、市内工場見学会を実施します。お誘い合わせの上、ぜひご参加ください。

◆申込方法

はがきまたはメールに、参加者の①住所、②氏名、③生年月日、④性別、⑤電話番号を記入し、お申し込みください。
※はがき1枚、メール1通につき、2人まで申し込み可。

2人分を申し込み場合は、必ず2人分の必要事項を明記してください。

※詳しくは、商工観光課ウェブページをご覧ください。



◆申込期限

9月11日(水)必着
※結果は締め切り後1週間程度で通知します。

◆参加費

無料(昼食は各自でお取りください)

◆注意事項

見学先企業の同業他社の方の参加はご遠慮ください。

お申し込み・お問い合わせは、〒297-8511

茂原市道表1番地
商工観光課(6階)

shinkou@city.mobara.chiba.jp

(20)1528 FAX(20)1604

◆募集人員
25人(応募者多数の場合は抽選。初回の方優先)

◆対象

市内在住で成人の方

◆見学先

・関東天然瓦斯開発株
・茂原にはる工業団地
(車窓から見学)

市長が行く

台風と七夕まつり

No.112

茂原市長 田中豊彦



今年もまた台風に振り回される時期になりました。9・10号と立て続けに大型の台風に見舞われた九州、四国、近畿、中国地方の方々には心からお見舞い申し上げます。地球温暖化の影響で年々巨大化していく台風は、人間の力では防ぐことが出来ないのが現実です。しかも、最近では私たちの想像をはるかに超える被害をもたらします。そのため行政としては、早めの対策を講じなければなりません。

さて、65回目を迎えた「茂原七夕まつり」ですが、例年どおりさまざまなイベントが予定されておりました。これは、来てくださるお客様に喜んでいただけるようそれぞれの部会に分かれ、一年をかけて検討し準備してきたものです。その集大成が、七夕まつりの7月26・27・28日の3日間で披露されるはずでした。しかし、昨年同様台風の影響で、せっかく準備していた各小学校や朝日の森保育所の鼓笛隊パレードを中止せざるを得ない状況になってしまいました。昨年もそうでしたが、中止の判断を下すのはなかなか難しいことです。刻々と変わる台風の進路を見つめながら、また一つの催し物にも大勢の人がかかわるため、各部署に連絡徹底する時間がかかるところから早めの判断を下さなければならず、本当に苦慮しております。今回は子どもたちの演奏を楽しみにしていたご家族の方から、あまりにも中止にする決定が早すぎたのではないかとお叱りの言葉をいただきました。結果的には、さほど台風の影響もなく終わったので、なおさらだっただと思えます。お子さんやお孫さんの晴れの姿を見たい気持ちにはよくわかります。その点に関しては本当に申し訳なく思います。

しかし一方において、実行委員会としては不測の事態を常に想定して万全を期しているかなければならず、中止の判断はせざるを得なかったと考えております。事故が起こってしまつてからでは取り返しがつきません。今後は天候が悪かった場合の代替案などを検討していくべきではないかと思っております。

さて、来年の七夕まつりですが、オリンピックと重なることから、当初警備の関係上警察からは中止の要請がありました。他の市町村では祭りなどを中止するところも出てきていますが、茂原市ではずっと続けてきた七夕まつりだけに、何とかできないかと警察に依頼し、7月11・12日の2日間で開催するよう検討していく予定です。茂原の七夕まつりは台風が来ようがオリンピックが来ようが続けていくつもりです。

それにしても、今後も台風から目が離せない時が続きます。災害に備えた体制づくりは充分にしてきたつもりですが、想定外のこともあり、安心できない日々が続きます。

幼児教育・保育の無償化 10月から始まります！



10月から3歳児～5歳児の子どもの教育・保育施設等の利用料（保育料）が無償化されます。
※0歳児～2歳児の子どもは、市民税非課税世帯のみ対象となります。

対象となる教育・保育施設等と利用料（保育料）の内容

施設・事業	利用料（保育料）の補助額の内容			認定区分	問合せ先
	0～2歳児クラス	満3歳児クラス	3～5歳児クラス		
保育所（園）、認定こども園（保育認定）	市民税非課税世帯のみ無償	無償	無償	A	子育て支援課
地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）					
就学前の障害児の発達支援※1					
認定こども園（教育認定）	市民税非課税世帯のみ 上限月額42,000円補助	無償		B	学校教育課
新制度幼稚園（公立幼稚園）		無償			
新制度未移行幼稚園（私立幼稚園）		上限月額25,700円補助			
新制度未移行幼稚園の預かり保育		市民税非課税世帯のみ 上限月額16,300円補助	上限月額11,300円補助		
認定こども園（教育認定）の預かり保育		市民税非課税世帯のみ 上限月額42,000円補助	上限月額37,000円補助		C
認可外保育施設※2					
一時預かり事業、病児保育事業※2					
ファミリー・サポート・センター事業※2					

- ※1 市民税非課税世帯の子どもが、児童発達支援事業所を利用している場合は、すでに利用料（保育料）は無償となっています。また、幼稚園、保育所、認定こども園と、児童発達支援事業所の両方を利用する場合は、両方も無償化の対象となります。
- ※2 認可保育所等に入ることができない方に対する代替的な措置として、「預かり」をした場合に限りします。

無償化の対象となるための認定区分

上記表の認定区分は、下記の通りです。

A「これまで通りの認定」が必要

保育所（園）や認定こども園、新制度幼稚園等に申し込みをする際に行っていた認定です。無償化が実施されても内容に変更はありません。現在入所（園）中の方の場合は、新たな手続きは必要ありません。

B「新認定」が必要

無償化により新しくできた認定です。幼稚園の教育時間が無償化の対象となるために認定を受ける手続きが必要です。（在園中の方へは、幼稚園を通じてご案内しています。）

C「新認定（保育の必要性の認定）」が必要

無償化により新しくできた認定です。無償化の対象となるためには、以下の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

～保育を必要とする事由～

- 就労（就労時間が月60時間以上） ○妊娠・出産 ○保護者の疾病・障害
○同居親族等の看護・介護 ○災害復旧 ○就学 ○求職活動

※事由に該当するための要件や提出書類は、子どもが利用する施設や家庭の状況により異なりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。





次の費用は無償化の対象ではありません



次の費用は引き続き保護者の負担となります。

- ・給食費、教材費、行事費、通園送迎費、制服代、延長保育料など

※徴収方法に変更はありません。

※これまで保育料に含まれていた保育所の給食費（副食費）は10月から新たに実費徴収となります。

詳しくは各施設にお問い合わせください。

保育所(園)・認定こども園・幼稚園の副食費を免除または補助します

10月からの保育料の無償化に伴い、給食費（主食費および副食費）が実費徴収となります。ただし、下記対象施設に子どもを通わせる保護者については、所得等に応じて副食費の徴収を免除または補助します。

- ◆対象 年収360万円未満相当世帯と第3子以降の子ども
※施設により第3子の数え方に違いがあります。
- ◆対象施設 免除：保育所（園）、認定こども園、新制度幼稚園
→申請の必要はありません。
補助：新制度未移行幼稚園（上限月額4,500円）
→該当する世帯へ幼稚園を通じてご案内します。



令和元年度クラス別年齢



年齢によるクラス	対 象
0歳児クラス	平成30年4月2日以降の生まれ
1歳児クラス	平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ
2歳児クラス	平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ
満3歳児クラス	平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれのうち、満3歳に達した子どもで幼稚園に就園し、年少クラスと同様のカリキュラムを受け、同額程度の保育料を支払っているクラス
3歳児(年少)クラス	平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれ
4歳児(年中)クラス	平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ
5歳児(年長)クラス	平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ

認可外保育施設などの無償化の対象となる施設・サービスを運営・提供する事業者の方へ

無償化の対象となる認可外保育施設やベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育施設などは、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たしているかを市が確認するために、市へ届け出をする必要があります。手続きが完了していない場合、利用者は無償化の対象となりません。

また、児童福祉法施行規則の改正（令和元年7月1日施行）により、病院や企業などの事業所内で従業員の子どもの保育する施設は、県へ設置に関する届け出をする必要があります。届け出がお済みでない場合は、9月30日⑨までに必ず県へ届け出をしてください。



お問い合わせは、子育て支援課（2階） ☎(20)1573、FAX(20)1610、
学校教育課（9階） ☎(20)1558、FAX(20)1607へ。

茂原市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況（平成30年度）を公表します

市では、教育・保育サービスの質を高めるため、平成27年度から令和元年度までの5年間の計画期間とした茂原市子ども・子育て支援事業計画を策定しています。

この計画は、子ども・子育て支援サービスの需給量の見込みや確保策等をきめ細かく検討するとともに、市民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするためのものです。

なお、子育て支援課のウェブページ内では、下表以外の事業についても掲載しています。

事業名	平成30年度		
	計画値	実績値	確保策など
幼稚園の利用者（3歳から5歳）	901人	780人	幼稚園の利用者は平成30年5月時点、保育所等の利用者は平成30年4月時点で値を算出。
保育所等の利用者（0歳から5歳）	1,379人	1,361人	
地域子育て支援拠点事業（※1）	5,533人	5,153人	私立認定こども園1カ所、私立保育園2カ所で実施。
妊婦健康診査	7,420人	5,953人	妊婦健診費用の一部を助成。
赤ちゃん訪問事業	530人	484人	対象者に対し訪問を実施。
一時預かり事業（幼稚園在園以外）（※2）	400人	289人	公立保育所1カ所、私立保育園2カ所、認可外保育施設2カ所で実施。
延長保育事業	2,200人	1,745人	私立認定こども園1カ所、公立保育所9カ所、私立保育園2カ所、小規模保育事業1カ所で実施。
病児保育事業	220人	101人	市内1カ所で実施。
放課後児童健全育成事業	580人	612人	市内19カ所の学童クラブで実施。

※1 「地域子育て支援拠点事業」とは、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するもの。

※2 「一時預かり事業」とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行うもの。

お問い合わせは、子育て支援課（2階） ☎(20)1573、FAX(20)1610へ。

もばらファミリー・サポート・センターの会員を募集



令和2年2月19日（水）15時～
◆会場 総合市民センター
◆申込 各回とも事前申し込み。
 お申し込み・お問い合わせは、
茂原市社会福祉協議会
 ☎(23)1969、FAX(23)6538へ。

善意をありがとうございます
 （敬称略）

市へ

- ▼長生林産協会
 有限会社 茂原林業
 株式会社 ヨシモク
 株式会社 正林木材
 （金300万円）

- ▼元豊岡自治会
 （金14万6258円）

- ▼井上 徹
 （金1万8千円）

- ▼橋本 孝男
 （金3万円）

- ▼狩野 裕基
 （金1万円）

- ▼松橋 亘
 （金1万円）

- ▼社会福祉協議会へ

- ▼長生林産協会

- 有限会社 茂原林業

- 株式会社 ヨシモク

- 株式会社 正林木材

- （金200万円）

- ▼民謡舞踊おたのしみ会
 （金1万円）

入会説明会を開催します

援助内容
 おおむね生後6カ月から小学6年生までの子どもを対象とした、一時的な預かりや保育施設等への送迎など

◆開催日時

- ・10月16日（水）15時～
- ・12月11日（水）18時30分～